

事務連絡  
令和2年4月10日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

### 宿泊療養・自宅療養時の感染防止対策の徹底について

今般の新型コロナウイルスの感染拡大状況において、入院治療が必要な患者が増大した地域では、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付け事務連絡）に基づき、無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という）の宿泊療養・自宅療養を開始している。その際、宿泊療養の施設運営に携わる職員、自宅療養患者の同居人等への感染が生じることのないよう、以下のものを参考に、感染防止対策を徹底いただくようお願いする。

なお、軽症者等と接する、医療従事者でない方等に向けた、感染防止対策に係る動画を今後提供予定であることを申し添える。

- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」（令和2年4月2日付け事務連絡別添）
- ・「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日付け事務連絡）
- ・「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」（令和2年4月7日付け事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（2020年4月7日国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター）

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200407.pdf>

- ・「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第2.1版）」（2020年3月10日 日本環境感染学会）

[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19\\_taioguide2.1.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide2.1.pdf)

- ・「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>